

令和3年度



浜松市スマートハウス補助金

(創エネ・省エネ・蓄エネ型住宅推進事業費補助金)



浜松市では、浜松市域“RE100”を目指します!

※RE100=市内の総消費電力に相当する電気を、市内の再生可能エネルギー(太陽光発電等)で生み出すことができる状態

■対象システム及び補助金額

※令和2年度と金額が変わりました。

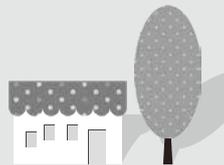
対象システム	補助金額
家庭用蓄電池 ●蓄電池から分電盤を通じて家庭の電力として使用できること ●環境省「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等による住宅における低炭素促進事業」の補助対象となるもの	100,000円
家庭用燃料電池コージェネレーションシステム(エネファーム) ●(一社)燃料電池普及促進協会の指定する機器であること	60,000円
ヴィークル・トゥ・ホーム(V2H)対応型充電設備 ●電気自動車の蓄電池から電力を取り出し、分電盤を通じて家庭の電力として使用できる仕組みを備えた充電設備であること	50,000円
太陽熱利用システム ●太陽熱を集めて給湯に利用する自然循環型の太陽熱温水器又は不凍液等を強制循環する太陽熱集熱器と蓄熱槽で構成され給湯若しくは冷暖房に利用するソーラーシステムであること(空気集熱型も含む) ●(一財)ペタリーリビングの優良住宅部品(BL部品)の認定を受けているもの	20,000円
太陽光発電システム ※単独申請不可 ●家庭用蓄電池システム又はヴィークル・トゥ・ホーム(V2H)と一緒に設置し、同時に補助申請を行う場合のみ対象 ●モジュールの公称最大出力の合計が3kW以上であること(再生可能エネルギー固定価格買取制度に基づく全量売電を除く)	20,000円

※国・県等の補助金との併用も可能です。



詳しくは裏面を

エネルギーを賢く利用し自給自足を目指す次世代型住宅（スマートハウス）を促進するため、創エネルギー・省エネルギー・蓄エネルギーシステムを設置する市民の皆さまに予算の範囲内で補助金を交付します。



※受付期間内であっても予算が無くなり次第、終了となります。お早目の申請をお願いします。

- 交付の要件**
(すべてに該当すること)
- ①自らが居住している市内の戸建住宅に新たに対象システムを設置（新築時及び建売住宅購入時を含む）した個人であること。 ※住民票上の住所であること。
 - ②賃貸住宅でないこと。
 - ③補助金にかかる工事完了日もしくは工事代金の支払い完了日のいずれか遅い日が、令和3年4月1日から令和4年3月31日であること。
 - ④市税を完納していること。
 - ⑤これまでに市から同種の対象システムに対する補助金の交付を受けたことがないこと。（同一世帯の者を含む。）
- ※詳しくは、浜松市ホームページに掲載している「申請の手引き」をご確認ください。

受付期間 受付時間
令和3年5月18日(火)から先着順
月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時（年末年始、祝祭日を除く）
※受付の合計額が予算の上限に達した日又は令和4年3月31日(木)までのどちらか早い日で終了します。

申請書類 申請方法
浜松市ホームページをご覧ください
浜松市公式Webサイト ▶ くらし・手続き ▶ 環境 ▶ 新エネルギー ▶ スマートハウス補助金
※昨年度から様式を一部変更していますので、今年度の様式をご使用ください。

受付場所 送付先 問合わせ先
〒430-8652 浜松市中区元城町103-2 浜松市役所本館6階
浜松市産業部エネルギー政策課
※申請方法は次の2種類から選択できます。詳しくは、お問い合わせください。
①「窓口持参」
②「事前に書類をメール仮送付 + 市から仮受付完了の連絡を受けた後に持参又は郵送」
【TEL】053-457-2502 【FAX】050-3730-8104
【Email】ene@city.hamamatsu.shizuoka.jp

浜松市では、事業者向けのエネルギーに関する補助金として、次の3つを用意しています。内容についてはお問い合わせください。

補助事業名	内容
スマートマンション整備促進事業費補助金	マンションに太陽光発電設備、蓄電池等を設置することへの補助
事業者向けエネルギー自立分散型設備導入支援事業費補助金	事業者が事業所に太陽光発電設備、蓄電池を設置することへの補助
木質バイオマス設備導入支援事業費補助金	木質バイオマス設備の導入に対する補助

